

板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金交付要綱

(平成 23 年 3 月 31 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを実施する社会福祉法人等（以下「運営法人」という。）が区内に設置する指定障害福祉サービス事業所（法第 36 条第 1 項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）に対し、施設の借上費を補助することにより、運営基盤の安定化と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第 2 条 この補助金の交付を受けることができる事業所は、法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業のいずれか一つ又は複数を行う事業所（障害者支援施設を除く。）とし、平成 22 年度に次の各号のいずれかの補助金の交付を受け、当該補助事業を継続して行う団体とする。

- (1) 「板橋区知的障害者授産指導事業補助金交付要綱」（平成 7 年 4 月 6 日区長決定）
- (2) 「板橋区知的障害者小規模通所授産施設事業補助金交付要綱」（平成 16 年 3 月 15 日区長決定）
- (3) 「板橋区精神障がい者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金交付要綱」（昭和 56 年 6 月 22 日区長決定）
- (4) 「板橋区精神障がい者新体系移行支援事業補助金交付要綱」（平成 19 年 10 月 18 日区長決定）

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助の対象経費は、事業所の運営に係る建物等を借用し、契約書等に基づき支出している賃借料等に要する費用とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、施設ごとに、平成 23 年 4 月 1 日現在における月額賃借料等（以下「基準賃借料等」という。）にその年度の賃借等月数を乗じて得た額と、現に要したその年度の賃借料等とを比較して小さい方の額とする。

ただし、賃貸借契約の更新等により、現に要した月額賃借料等が基準賃借料等を上回った場合は、40 万円を超えない範囲内で申請することとする。

3 移転が生じた場合は、移転前の補助金の額と現に要した月額賃借料等とを比較して小さい方の額とする。なお、移転とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 事業所の責めに帰すべき事由でない移転
- (2) その他区長が必要と認める移転

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする運営法人（以下「申請者」という。）は、施設借上補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて板橋区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

- (1) 申請者の規約
- (2) 土地建物等の賃貸借契約書等
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは前条に定める申請書及び必要書類により内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、施設借上補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。また補助金を交付することが適当でないと認めたときは、施設借上補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定について、別に定める交付条件を付することができる。

(変更申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた運営法人（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合は、施設借上補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて区長に提出するものとする。

(変更交付の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、前条に定める申請書及び必要書類により内容を審査し、補助金を変更交付することが適当と認めたときは補助金の変更交付決定を行い、施設借上補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。また補助金を変更交付することが適当でないと認めたときは、施設借上補助金変更不交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 区長は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの補助の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 第5条及び第7条の規定による交付決定を受けた補助事業者は、施設借上補助金交付請求書（別記第7号様式）により、当該月の前月末までに賃借料等に相当する補助金の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、次項に定める補

助金の交付が当該月の前月末までに行われるよう、なされなければならない。ただし、4月分の補助金は翌月分と合わせて請求する。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(承認事項)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものは除く。）。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該事項の生じた日から20日以内に施設借上実績報告書（別記第8号様式）を、区長に提出するものとする。第10条の規定により、中止又は廃止の承認を受けたときも同様とする。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定により提出された報告書を審査し、補助金が適正に執行されたと認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知する。

(決定の取消)

第14条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。（この場合、第7条の規定を準用する）

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 年度途中での転業、休業又は廃業等により法第5条に規定するサービス事業を実施できなくなったとき。
- (4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- (6) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、補助金の交付決定額を変更した場合又は交付決定の全部若しくは一

部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還請求することができる。

(関係書類の作成)

第 16 条 補助事業者は、サービス事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を作成し、これらの書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めのない事項については、その性質に反しない限り東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 4 2 年板橋区規則第 3 号）によるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1)「板橋区知的障害者授産指導事業補助金交付要綱」（平成 7 年 4 月 6 日区長決定）
 - (2)「板橋区知的障害者小規模通所授産施設事業補助金交付要綱」（平成 16 年 3 月 15 日区長決定）
 - (3)「板橋区精神障がい者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金交付要綱」（昭和 56 年 6 月 22 日区長決定）
 - (4)「板橋区精神障がい者新体系移行支援事業補助金交付要綱」（平成 19 年 10 月 18 日区長決定）
- 3 前項の規定による廃止前の前項各号に掲げる要綱に基づいて交付された補助金に係る事項については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

主たる事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

施設借上補助金交付申請書

年度板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金として、次の金額を
交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

(申請関係書類)

- 1 申請者等の規約（法人規約）
- 2 土地建物等の賃貸借契約書等

主たる事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

施設借上補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい福祉サービス事業
に係る施設借上補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円
(内訳) 月額 円× 月= 円
月額 円× 月= 円
変更分は

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

別記第3号様式

主たる事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

施設借上補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金を、下記により交付を不決定とする。

年 月 日

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

主たる事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

施設借上補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金を、下記により変更交付する。

年 月 日

板橋区長

記

- 1 交付金額 金 円
- | | | | |
|---------|----|----|---|
| (内訳) 月額 | 円× | 月= | 円 |
| 月額 | 円× | 月= | 円 |
- ※分割支払い変更月は 月分からとする。

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

別記第6号様式

主たる事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

施設借上補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金を、下記により変更交付を不決定とする。

年 月 日

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

施設借上補助金交付請求書

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、
年度板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金
(月分) として上記金額を請求いたします。

年 月 日

主たる事業所の所在地

法人名
代表者名
事業所名
電話番号

(宛先) 板 橋 区 長

別記第8号様式

年 月 日

(宛先) 板橋区長

主たる事業所の所在地

法人名

代表者名

事業所名

施設借上補助金実績報告書

年 月 日付け 板福福第 号で交付決定した、 年度
板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金について、関係書類を添えて実績の報告をします。

決算額 金 円

(実績報告関係書類)

- 1 賃借料支払いに関する通帳の写し

主たる事業所の所在地

法人名
代表者名
事業所名

施設借上補助金確定通知書

年 月 日付け 板福福第 号で交付決定した 年度板橋区
障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金については、下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円

2 返還金額 金 円

なお、返還金がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に返還するものとする。

注：これは、先に提出された平成 年度補助金に係る実績報告書について交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められたことにより通知するものである。